

平成 30 年（ワ）第 164 号等 国家賠償請求事件

原告 片倉一美 外 32 名

被告 国

## 証 拠 説 明 書 （甲 3 4 ～ 4 3 号証）

2 0 2 1 （令和 3）年 8 月 日

水戸地方裁判所 民事第 1 部 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 只 野 靖 ほか

甲号証	標 目（原・写の別）	写し	作成年月日	作成者
3 4	中三坂地先測量及び築堤設計業務 測量成果簿		2 0 0 6 年 3 月	協和技術株式会社
	立 証 趣 旨			
	本書証は、国土交通省が三坂付近の堤防高を平成 1 7 年度に詳細に測量した結果である。2 1 km 付近で堤防高が最も低い箇所は測点 No. 1 1 2（距離標で約 2 0 . 9 8 km）で、その堤防高 Y . P . 2 0 . 8 8 m は計画高水位 Y . P . 2 0 . 8 2 4 m との差がわずかに約 6 c m しかなく、計画高水位とほぼ同じであった。			
甲号証	標 目（原・写の別）	写し	作成年月日	作成者
3 5	鬼怒川堤防関連データ（平成 2 年度）		1 9 9 0 年度	国土交通省
	立 証 趣 旨			
	本書証は、国土交通省が平成 2 年度に鬼怒川左岸右岸の堤防高を 2 5 0 m 間隔で測量した結果である。距離標 2 1 km の左岸堤防高が平成 2 年度時点において著しく低い状態であったことを示している。			

甲号証	標 目 (原・写の別)	写し	作成年月日	作成者
36	鬼怒川堤防関連データ (平成5年度)		1993年度	国土交通省
	立 証 趣 旨			
	本書証は、国土交通省が平成5年度に鬼怒川左岸右岸の堤防高を250m間隔で測量した結果である。距離標21kmの左岸堤防高が平成5年度時点において著しく低い状態であったことを示している。			
甲号証	標 目 (原・写の別)	写し	作成年月日	作成者
37	鬼怒川堤防関連データ (平成10年度)		1998年度	国土交通省
	立 証 趣 旨			
	本書証は、国土交通省が平成10年度に鬼怒川左岸右岸の堤防高を250m間隔で測量した結果を示すものである。距離標21kmの左岸堤防高が平成10年度時点において著しく低い状態であったことを示している。			
甲号証	標 目 (原・写の別)	写し	作成年月日	作成者
38	鬼怒川堤防関連データ (平成16年度)		2004年度	国土交通省
	立 証 趣 旨			
	本書証は、国土交通省が平成16年度に鬼怒川左岸右岸の堤防高を250m間隔で測量した結果である。距離標21kmの左岸堤防高が平成16年度時点において著しく低い状態であったことを示している。			
甲号証	標 目 (原・写の別)	写し	作成年月日	作成者
39	鬼怒川堤防関連データ (平成20年度)		2008年度	国土交通省
	立 証 趣 旨			
	本書証は、国土交通省が平成20年度に鬼怒川左岸右岸の堤防高を250m間隔で測量した結果である。距離標21kmの左岸堤防高が平成20年度時点において著しく低い状態であったことを示している。			
甲号証	標 目 (原・写の別)	写し	作成年月日	作成者
40	H23 鬼怒川下流部定期横断測量業務 成果品 (2) (21.0k横断図)		2011年度	国土交通省

	<b>立 証 趣 旨</b>			
	<p>本書証は、国土交通省が平成23年度に鬼怒川左岸2.1km地点の堤防高を横断方向に測量した結果を示すものである。鬼怒川左岸2.1km地点はわずか1.4mの天端幅で、必要天端幅の3割弱しかなく、しかも、2.1km地点の計画堤防高Y.P.22.33mに対して、2.1km地点の堤防高は最高でY.P.21.04mしかなかったことを示している。</p>			
甲号証	標 目 (原・写の別)	写し	作成年月日	作成者
	H23 鬼怒川直轄改修事業 事業再評価根拠資料		2011年度	国土交通省
	<b>立 証 趣 旨</b>			
4 1	<p>本書証は、国土交通省が平成23年度に鬼怒川直轄改修事業を再評価する根拠を検討するために作成した資料である。「第1章 整備に関する検討」と「第2章 費用対便益に関する検討」で構成され、第1章の抜粋が乙73号の1として提出されている。</p> <p>第2章の42～49ページの表に平成23年度河道（平成20年度測量結果に平成23年度予算まで反映）の最大流下能力とスライドダウン流下能力（「スライドダウン堤防高—余裕高」の流下能力）を250m間隔で計算した結果が示されている。</p> <p>第2章の66～70ページに現況河道（平成23年度河道（平成20年度測量結果に平成23年度予算まで反映））の流下能力（最大流下能力）と無害流量（平成23年度河道（平成20年度測量結果に平成23年度予算まで反映）の「スライドダウン堤防高—余裕高」の流下能力）が250m間隔で図示されている。66～68ページが左岸、69～70ページが右岸の図である。</p>			
甲号証	標 目 (原・写の別)	写し	作成年月日	作成者
	H26 鬼怒川浸水想定区域検討業務報告書（左岸25.35km破堤）		2015年 3月	株式会社建設技術研究所
	<b>立 証 趣 旨</b>			
4 2	<p>本書証は、2015年水害前の鬼怒川のハザードマップの作成に使われた報告書の一部である。この報告書のうち、氾濫地域が最大になる破堤地点を選んで浸水想定区域を計算した結果は甲27号証として提出している。</p> <p>本書証として提出するのは、鬼怒川左岸25.25km地点での破堤を想定</p>			

	した浸水解析結果の最大浸水深図である。			
甲号証	標 目 (原・写の別)	写し	作成年月日	作成者
43	本件水害時の若宮戸浸水状況のビデオ画像		2015年 9月	若宮戸地区の住民
	立 証 趣 旨			
	本書証は、本件水害時に若宮戸地区で、住民が浸水状況を撮影したビデオ画像（合計4分28秒）である。			